

令和2年6月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度6月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第1号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第18号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第19号	農地法第3条許可申請書審議について	(13件)
議案第20号	農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第21号	農用地利用集積計画審議について	(30件)
議案第22号	非農地証明願出書審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
7番 野元 政博	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	23番 松崎 秀樹
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博	33番 西園 賢一郎	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、3番「楠 眞憲」委員と、4番「重水 賢治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 最初に、総会資料の訂正をお願いいたします。まず5頁の議案第19号農地法第3条許可申請書審議の番号4についてです。こちらの申請は譲渡人の代理人より取下願がありましたので、却下といたします。よって、番号4は総会資料から削除をお願いいたします。
次に、31頁、議案第21号農地利用集積計画の番号2、番号3、番号6、番号7について、契約内容の変更がありました。番号2と番号3につきましては1俵、番号6につきましては4俵、番号7につきましては3俵という契約内容に修正をお願いいたします。申し訳ありません。
修正の説明を終わります。

事務局 それでは報告第1号農地等の現況に係る報告審議の説明に入ります。資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
7番 報告第1号の番号1について報告いたします。
令和2年6月2日、私と副の馬場（五）委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は山林です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第1号農地等の現況に係る報告審議を終わります。
次に、日程第3、議案第18号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は用途区分変更です。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
8番 議案第18号の番号1について報告いたします。
令和2年6月23日、私と副の山口委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

9番 目的が観光農園用駐車場、休憩所となっていますが、作物は何でしょうか？

事務局 いちごです。

9番 はい、ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか？

9番 はい。

会長他に何かありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第18号の案件について、諮問どおり変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第18号の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第4、議案第19号「農地法第3条許可申請書審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の5頁から22頁をご覧ください。13件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,644㎡、作物はオリーブです。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,682㎡、作物はオリーブです。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,123㎡、作物は飼料です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は38,089㎡、作物は水稻及び甘藷です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は214㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,386㎡、作物はオリーブです。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,691㎡、作物はオリーブです。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は721㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,519㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は945㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は245㎡、作物は野菜です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,852㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,101㎡、作物は飼料です。

以上、計13件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

10番 議案第19号の番号1について報告いたします。

令和2年6月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第19号の番号2について報告いたします。

令和2年6月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第19号の番号3について報告いたします。

令和2年6月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第19号の番号5について報告いたします。

令和2年6月24日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第19号の番号6について報告いたします。

令和2年6月24日、私と副の池畑委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は一部耕作中と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第19号の番号7について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第19号の番号8について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第19号の番号9について報告いたします。

令和2年6月20日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第19号の番号10について報告いたします。

令和2年6月23日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第19号の番号11について報告いたします。

令和2年6月22日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第19号の番号12について報告いたします。

令和2年6月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第19号の番号13について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の南委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第19号の番号14について報告いたします。

令和2年6月20日、私と副の肥後委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

16番 番号7と番号8について、番地が4623+4624となっていますが、これは境界は無いのですか？

2番 こちらは中山間地で筆界未定であり、番号8については相続未登記となっておりますが、今回相続登記が済んだため、譲受人が番号7と一緒にオリーブを植えたいとのことでありましたので、今回の申請となりました。

16番 はい、わかりました。そうであれば、今回のような筆界未定については、図面を2頁にせず、1頁ですませてもどうでしょうか？

事務局 はい、わかりました。今後はそのようにします。

会長 よろしいでしょうか？

議場 はい。

会長 他に質問等ございませんでしょうか？

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第19号のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第19号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 資料の23頁をご覧ください。7件です。
番号1の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。
番号2の転用目的は、共同住宅、車両置場、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号5の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。
番号6の転用目的は、店舗、権利種別は賃借権設定です。
番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号2は、農地以外の隣接地と一体利用し、その事業計画全体面積は1,846㎡です。
また、番号3の一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由については、申請地は不整形地であることから今回の申請面積となったものです。
なお、番号6は、転用済みのため、始末書が付いています。
以上、計7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 9番 議案第20号の番号1について報告いたします。
令和2年6月23日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第20号の番号2について報告いたします。
令和2年6月22日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域に隣接する農地であり、その規模が約0.6haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第20号の番号3について報告いたします。
令和2年6月19日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第20号の番号4について報告いたします。

令和2年6月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 4 番 議案第20号の番号5について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業施工の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して駐車場を設置するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 5 番 議案第20号の番号6について報告いたします。

令和2年6月25日、私と副の松崎弘安委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 6 番 議案第20号の番号7について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の南委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域に隣接する農地であり、その規模が約1.6haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第20号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第20号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第20号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第21号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

まず、東峯 満委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号1です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,092、計1,092㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の東峯委員が関係する番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第21号の東峯委員が関係する番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、その旨、市長へ、答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着席]

会長 次に、重水 賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号2、3です。貸借です。

面積について、田は595㎡、畑はなし、計595㎡、うち再設定面積は595㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第21号の重水委員が関係する番号2、番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第21号の重水委員が関係する番号2、番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、奥 和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号6、32頁の番号7です。貸借です。

面積について、田は1,994㎡、畑はなし、計1,994㎡、うち再設定面積は1,994㎡、
利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の奥委員が関係する番号6、番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の奥委員が関係する番号6、番号7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着席]

会長 次に、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33頁の番号13、番号16、番号17、番号18、34頁の番号19、番号20、番号21、番号22、番号24です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は11,247㎡、畑はなし、計11,247㎡、うち再設定面積は259㎡、
利用権設定件数は9件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の横山委員が関係する番号13、番号16から番号22及び番号24の9つの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の横山委員が関係する番号13、番号16から番号22及び番号24の9つの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、東 芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 35頁の番号25です。貸借です。
これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田は1,927㎡、畑はなし、計1,927㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の東委員が関係する番号25の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の東委員が関係する番号25の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、議案第21号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31頁から36頁です。貸借です。
面積について、田は11,651㎡、畑は7,077㎡、計18,728㎡、うち再設定面積は5,415㎡、利用権設定件数は13件、うち再設定件数は3件です。
続いて、農地中間管理機構分です。
面積について、田は1,519㎡、畑はなし、計1,519㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

12番 集積とは関係はないかもしれませんが、別の会で、農業者がジャンボタニシを連れてきたという話を聞きました。あちこちの田んぼを作られる方は、あちこち行かれると思いますが、以前別の委員さんから、「私たちは、ジャンボタニシがいないところから植える」と聞いたことがあります、その会の時もそのように伝えましたので、ジャンボタニシがいないところから植えるように心がけて頂くようお願いします。

会長 他にございませんか？

2番 34頁の番号21の年齢が120歳となっている、また番号1及び2については、畑で甘藷だと思えますので、作物名で水稻が入っていますが、こちらは水稻は違うと思えますので、確認して下さい。

事務局 以後確認をするようにします。120歳については、システムからの出力がまずかったようです。ハイフンに修正してください。申し訳ございません。

会長 他にございませんか？

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第21号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定

しましたので、市長へ、その旨、答申します。

ここで皆さんにお諮りします。休憩なして進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

議場 はい。

会長 ありがとうございます。それでは、このまま進めます。

次に、日程第7、議案第22号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の37頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した道路です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第22号の番号1について報告いたします。

令和2年6月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第22号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第22号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和2年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時15分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

3 番 (印)

4 番 (印)